

1 工場等の新增設に係る事前協議について

一定規模以上の工場又は事業場において、施設を新增設することにより大気又は水質に係る環境負荷量が増加する場合、法に基づく届出以前にその事業計画における環境への配慮事項について事前に協議することが必要になります。

(静岡県生活環境の保全等に関する条例第10条)

(1) 事前協議の対象となる工場又は事業場 (以下「事前協議対象工場等」という。)

ア 大気汚染防止法又は県条例に基づくばい煙発生施設を設置する工場又は事業場

規 模	総排出ガス量が 10,000 m ³ /時 以上
-----	-------------------------------------

イ 水質汚濁防止法及び県条例に基づく特定施設を設置する工場又は事業場

規 模	有害物質を含まない場合	総排水量が 2,000 m ³ /日 以上
	有害物質を含む場合	総排水量が 50 m ³ /日 以上

(2) 事前協議の対象となる行為

- ①事前協議対象工場等の新設
- ②新たに事前協議対象工場等になるような施設の増設
- ③事前協議対象工場等における施設の増設

(3) 事前協議の方法

- ・工事開始の90日前までに「工場若しくは事業場の新設又は施設の増設に係る協議書」により市環境保全課と協議し、提出します。
(協議書の用紙は富士市ホームページから取得することができます。また、市環境保全課にも用意してあります。)

(4) 事前協議する事項

新增設の事業計画における環境への配慮事項について協議します。

- ア 公害等の抑制に関する配慮
- イ 指定化学物質の適正な管理に関する配慮
- ウ 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に関する配慮
- エ 環境マネジメントシステム等の導入に関する配慮

(5) 施設を増設しても事前協議を必要としない場合

以下の場合については、事前協議の対象から除外されます。

- ア ばい煙の種類ごとに排出口から大気中に排出される量の合計が増加しない場合
- イ 排水中の規制物質について物質ごとに排出される量が増加しない場合

(6) 事前協議書の提出

事業者は、事前協議書4部（県2部、市1部、事業者1部）を市環境保全課に提出します。

(7) 事前協議が免除される工場又は事業場

- ・ Q14001その他ISO14001に定める適用規格に適合し、認証を受けている。
- ・ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法及び条例に基づく行政処分を過去3年以内に受けていない。

上記の事業所に関しては、工事開始の90日前までに事前協議の免除届にQ14001その他ISO14001の登録証書の写し等を添付することで事前協議が免除されます。

注意事項

- (1) 大気に係る事前協議対象工場等が、水質に係る施設の新増設を行う場合、新増設後の排水量が水質に係る事前協議対象工場等の規模に満たない場合は、事前協議を必要としません。水質に係る事前協議対象工場等が、大気に係るばい煙発生施設を新増設する場合も同様です。
- (2) 汚染負荷量については、大気は届出濃度に最大乾きガス量（O₂濃度に注意）を乗じ、水質は届出濃度に日平均排水量を乗じた数値とします。
- (3) 事前協議対象工場等の規模の判定については、大気は最大湿りガス量、水質は日平均排水量を用います。また、小型ボイラーの設置については、事前協議の対象行為としますが、非常用施設（発電機等）、予備用施設（定期点検時使用）については対象となる行為から除外します。
- (4) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法において届出の適用除外になっている施設の新増設についても事前協議の対象となります。
(例：発電ボイラー、ガスタービン・・・電気事業法、ガス事業法適用施設等)
- (5) 良質燃料を使用する小型ボイラーを増設する場合には、事前協議を必要としません。
- (6) 長期計画の一部として実施するものは、長期計画についても明示してください。

※ 事前協議の対象とならないと考えられる場合であっても
事前に環境保全課に相談して下さい。